

平成26年第1回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 議案第2号～議案第8号
- 2 平成26年度施政方針
- 3 議案第9号～議案第25号
- 4 諮問第1号

平成26年2月20日提出

伊佐市長

平成26年第1回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第2号から議案第8号、平成26年度施政方針に続きまして議案第9号から議案第25号、諮問第1号について提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第2号「平成25年度伊佐市一般会計補正予算（第7号）」について説明いたします。

今回の補正は、国・県補助事業などの確定や経常経費を抑制した結果による事務経費の減額について所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

まず、総務費については、市税等過誤納還付金、その他の経費に減額の措置を講じたほか、財政調整基金への積立金などに追加の措置を講じております。

民生費については、老人施設入所措置費、その他の経費に減額の措置を講じたほか、障害者介護給付に係る経費などに追加の措置を講じております。

衛生費については、予防接種、各種がん検診及びその他の経費などに減額の措置を講じ、労働費においても、事業費の確定に伴い減額の措置を講じております。

農林水産業費については、畜産基盤再編総合整備、森林整備地域活動支援及びその他の経費などに減額の措置を講じたほか、農地集積協力金、肉用牛特別導入基金の県支出金精算返納金に追加の措置を講じております。

商工費については、地域総合振興、市街地商店街活性化などに係る経費に減額の措置を講じたほか、ふるさと納税

者への特産品送付に係る経費に追加の措置を講じております。

土木費については、道路改良に係る経費などに減額の措置を講じたほか、地方特定道路整備事業負担金に追加の措置を講じております。

消防費については、伊佐湧水消防組合への負担金、その他の経費などに減額の措置を講じ、教育費においては、奨学費貸付事業などに係る経費に減額の措置を講じたほか、本城小学校創立140周年記念事業に係る経費に追加の措置を講じております。

災害復旧費については、事業費の確定に伴いそれぞれの費目において減額の措置を講じ、公債費においても、所要の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、歳入については、市税、地方消費税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、財産収入及び寄附金を増額し、地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,701万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億4,208万5千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、畜産基盤再編総合整備事業ほか14件の事業に明許繰越しによる繰越しの措置を講じ、地方債では、過疎対策事業ほか4件に限度額の変更を行う措置を講じております。

次に、議案第3号「平成25年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

今回の補正は歳出において、共同事業拠出金に減額の措置を講じ、保険給付費などに所要の措置を講じております。

歳入では、国民健康保険税及び諸収入を増額し、国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金及び繰入金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,734万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,511万3千円とするものであります。

次に、議案第4号「平成25年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

今回の補正は歳出において、保険給付費などに所要の措置を講じております。

歳入では、保険料を増額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,686万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,457万6千円とするものであります。

次に、議案第5号「平成25年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

今回の補正は歳出において、広域連合納付金などに減額の措置を講じております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入に

減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ947万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,247万2千円とするものであります。

次に、議案第6号「平成25年度伊佐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

今回の補正は歳出において、事業費に減額の措置を講じております。

歳入では、事業収入及び繰入金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347万8千円とするものであります。

次に、議案第7号「平成25年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

今回の補正は歳出において、事業費に減額の措置を講じております。

歳入では、繰入金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,341万6千円とするものであります。

次に議案第8号「平成25年度伊佐市水道事業会計補正予算（第4号）」について説明いたします。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を257万9千円追加し、収益的収入の総額を3億5,631万4千円とするものであります。

支出において、水道事業費用を130万6千円減額し、収益的支出の総額を3億4,344万1千円とするものであります。

次に「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を3,000万円減額し、資本的収入の総額を7,696万8千円とするものであります。

支出において、資本的支出を2,925万円減額し、資本的支出の総額を3億2,639万1千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,942万3千円は、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、企業債、議会の議決を経なければ流用することができない経費、他会計からの補助金及びたな卸資産購入限度額について所要の措置を講じております。

以上、各会計について説明いたしました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、平成26年度施政方針を申し述べ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願いするものであります。

昨年11月に伊佐市は誕生して5年を迎えました。この5年間はわが国にとりましても東日本大震災の発生をはじめ政権交代や経済動向の変化等、多くの試練や新たな未来を見つめなおす期間であったと思います。

人の繋がりや絆が再認識され、モノの豊かさよりも心の豊かさが求められる新たな時代を迎えており、行政サービスの「質」の向上やきめ細やかな市民目線での政策判断・施策の実施が重要であると感じております。

平成 25 年度を振り返りますと、市制 5 周年記念を機に記念式典、関連事業の開催をはじめ、市歌・市民憲章の制定・公表を行い、「起承転結」の“起”から“承”へ進みました。さらに、校区コミュニティ協議会運営の支援・拡充や、若者のまちづくり活動への支援により、協働のまちづくりの気運が盛り上がってまいりました。

地域産業づくりでは、「雇用の確保」を主眼に施策を展開し、伊佐米のブランド化や畜産振興を進めるとともに、国・県の交付金・補助金等を活用した資本整備等を進め、地域産業の振興と未来への投資を行いました。

また、安全・安心な生活環境をつくるために、汚泥再生処理センター建設準備を進めるとともに、市道をはじめ経済・生活道路の整備、浸水対策等を行いました。特に住宅・橋梁など老朽化の進む公共施設の改修・延命化の計画的な実施について検討を行いました。

安心な生活の要となる市消防団の統一化を図り、防災体制の強化や必要な施設等の整備を計画的に行いました。

一方、元気で健やかな生活を確保するために、医療・福祉の確実なサービスの提供の確保に努めるとともに、高齢者の福祉タクシーの利用助成、こども安心医療・出産応援事業等の拡充をはじめ、子どもから高齢者、障がい者の支援体制の充実を図りました。また、国民健康保険特別会計の今後の経営改善に向けた方策を検討し、被保険者の皆さまに対してもご協力をお願いしました。

教育分野では、大口中央中学校の円滑な開校に向けた協議や校舎等の整備を進めるとともに、鹿児島国体カヌー競技の開催に向けた取組みを行いました。また、校区コミュ

ニティ協議会等による青少年教育を拡充するとともに、海音寺潮五郎基金の創設や市内小中学校への「井上雄彦文庫」の設置等、伊佐の教育を応援していただく皆様のご協力により「地域で学び未来に夢を持つ子ども」の育成に向けた取組みを行いました。

さて、国政に目を向けますと、政府は財政再建と社会保障の持続的運営、国の信認維持を図るために今年4月から消費税率を5%から8%に引上げる一方、「好循環実現のための経済対策」により、消費税率引上げによるかけこみ需要とその反動減を緩和し、経済の成長力の底上げと持続的な経済成長の実現をめざしています。

安倍総理は、施政方針演説の中で、「地方の活性化が、最重要のテーマであり、地方が持つ大いなる『可能性』を開花させる。」と述べました。

また、農林水産業を「地方を支える成長産業」と位置付けた農政の大改革をはじめ、元気な地方を創るための権限移譲や規制緩和、広域連携を進め、活力ある故郷の再生に向けた福祉やインフラの維持を支援する仕組み・財源の確保を行うとしています。

さらに、地方の特色ある産品や伝統、観光資源などの「地域資源」を活かして新たなビジネスを行う中・小規模事業者を応援することにも言及しています。

地方に対するこのような国の方針により、様々な経済対策が打ち出され、地方都市である本市においても徐々に景気回復による好循環を実感できるものと期待されます。しかしながら、「真の活性化」のためには、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の問題をはじめ、国のレベルをはるかに超える少子高齢化の進展等を踏まえた「地域資源の活用・見直し」と「マンパワーの確保」など多くの課題があります。

東日本大震災の被災地支援についても、日本国民としての誇りと優しさを大切にし、積極的に行っていかなければなりません。これまで市として集中的に支援してきた宮城県南三陸町は、もはや私たちの「もうひとつのふるさと」ともいえる絆やつながりが芽生えてきています。この絆を大切につなぎ、様々な形で「寄り添う」必要があると思います。

平成 26 年度は、以上のようなことを踏まえ、市民と行政の役割分担による協働を基礎として伊佐市総合振興計画に基づく政策に沿った施策を進めます。

中長期的視点として、今後 10 年後、20 年後のまちの将来を見据えつつ、「行政サービスの『質』の向上と健全な財政運営」を基本として行政運営にあたります。

また、短期的には、「雇用」・「コミュニティ」・「若者」を視点に、雇用対策、高齢者・子育て支援、生活環境保全、防災体制の充実及び農林業振興について、それを支える人づくりや情報収集・発信の仕組みづくりと併せて複合的に推進します。

さらに、この取組みに「安心と希望」を鳥瞰的な視点として加え、「住みたい、住み続けたい」と感じ、「将来に希望を持てる」まちづくりを市民の皆様をはじめ様々な主体との対話・連携を持って進めます。

これらの事業を取り組むにあたっては、先に述べた国の施策方針・経済対策等について広くアンテナを張り、情報を収集するとともに今後の財政方針等を踏まえながら、県や関係自治体と連携を密にして進めます。

それでは、伊佐市総合振興計画に基づく 5 つの政策に沿って、平成 26 年度の施策の概要を説明します。

政策Ⅰ「市民誰もが活躍できる自治づくり」

「市民誰もが活躍できる自治づくり」では、校区コミュニティ協議会の「自ら考え、自ら取り組むコミュニティづくり」を応援する仕組みづくりを行うとともに、まちづくりの主役となる人材やNPO法人の創設、育成及び活動支援を行い、協働の担い手づくりと市民の自主的な活動を推進します。

行政運営については、職員の資質向上を図りつつ、将来の歳入減への対応や施設の更新、教育施設の保全等に備えて経常経費の削減に努めるとともに、平成27年度からの行革指針となる後期集中改革プランを策定します。

また、平成28年から導入される社会保障・税番号制度の導入準備を進めます。

情報は今や行政運営・まちづくりのための重要なツールであり、資産でもあります。多くの情報を集め、広く発信するとともに、本市の原動力とするための仕組みづくりを行い、伊佐の魅力や様々な情報を市民の皆さまをはじめ市外へも広くお届けし、「伊佐を知って・伊佐に来て・伊佐を愛してもらおう」、このような好循環を作りたいと考えています。

政策Ⅱ「伊佐の特性を活かす地域産業づくり」

「伊佐の特性を活かす地域産業づくり」では、政府の施策方針、市場のトレンドなどに柔軟に対応できる伊佐市ならではの特色のある地域産業づくりを進めます。

特に農林業については、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の方向性を見極めながら、「減反政策の撤廃」・「日本型直接支払制度の導入」などわが国の農政の大転換に迅速に対応する必要があります。

農業の振興では、品質の高い農畜産物の生産によるブランド化や新たに導入する乾田化対策によって裏作・園芸作物の生産を進め、収益性の高い農業づくりを行ってまいります。

そのために新規担い手の育成や農業経営体の基盤整備をはじめ、農地の保全、整備及び集約化のための施策を国・県の事業等を活用してまいります。

また、畜産振興は、更なる畜産農家の経営安定と高い市場評価に向けた積極的な支援や近隣自治体・関係機関との連携による家畜悪性伝染病の防疫対策に取り組みます。

林業の振興や多様で健全な森づくりと伊佐産材の利用拡大による林業・木材産業の再生を図るとともに、地域の環境保全と活性化をめざして竹林も活用してまいります。

また、有害鳥獣による農作物被害等防止・軽減対策も地域・関係機関と連携して計画的に実施します。

企業活動支援・誘致、商工業の振興については、本市に所在する企業が活動しやすい環境づくりをはじめ、多様な面からの情報収集と誘致活動を展開してまいります。

また、商工会との連携により商店街の活性化や経営安定・体質強化を図ります。

観光については、旧来の景観を楽しむ観光にとどまらず、本市の地域資源を活用した多様なツーリズムの実施に向けて、地域団体やNPOなど様々な主体が取り組めるよう旅行事業者等との連携・意見交換を行いながら新たな展開を検討します。

政策Ⅲ「自然と調和した快適な生活空間づくり」

「自然と調和した快適な生活空間づくり」では、「安心」

を最優先として地域経済の活性化や地域を愛する心による「自ら取り組み、安全に安心して暮らせる空間づくり」を推進します。

市民の環境美化活動を推進してごみの不法投棄のないまちをめざすとともに、太陽光発電システム設置補助の対象拡大や合併処理浄化槽の設置補助の継続を、環境保全・地元業者育成・雇用の維持確保の観点からも引き続き実施します。

汚泥再生処理センター整備事業も平成30年4月からの稼働に向けて取り組みます。

道路整備については、「災害に強い道づくり」・「安全・安心な生活に繋がる道づくり」・「交通形態の変化に対応する道づくり」・「環境整備を含めた側溝整備事業」を基本に進めるほか、市道に架かる橋梁については、長寿命化計画に基づき計画的に修繕を行います。これらの事業については国・県の事業等による財源確保に努め、地域経済に還元されるように進めてまいります。

また、公営住宅の修繕・建替などの計画的な実施や浸水・内水対策の充実を図るとともに、国の川内川水系河川整備事業の実施について要望活動を行ってまいります。

消防防災については、防災意識の高揚や自助・共助・公助による防災体制づくりを進めながら、携帯電話等を活用した確実かつ迅速な災害情報の提供に努めるとともに、統一された消防団が柔軟かつ迅速な活動ができるように環境整備を行います。

特に平成26年度は女性団員による分団を設置し、高齢者等の支援や子どもへの防火・災害防止の普及・啓発運動を推進してまいります。

交通安全・防犯対策については、校区コミュニティ協議会、警察及び交通安全協会と一体となった啓発活動・青パト活動等を推進します。

上水道事業については、健全な水道事業の経営と水道施設・設備の計画的な改修・更新など適切な維持管理に努め、「良質な水の安定供給」を行います。

政策Ⅳ「ともに支えあう明るく元気な人づくり」

「ともに支えあう明るく元気な人づくり」では、社会福祉協議会、民生・児童委員をはじめ、校区コミュニティ協議会、福祉施設、ボランティア団体及びNPO等との連携により地域で支える福祉のまちづくりを推進し、市民の主体的な心と体の健康づくりを進め、必要な福祉・保健・医療・介護サービスの確保により、安心感と未来への希望を持てるような生活づくりに努めます。

子育て支援につきましては、引き続き、「日本一子育てにやさしいまち」をめざし、妊娠期から18歳までを切れ目なく支援します。

そのためトータルサポートセンターを核として地域の専門職の力を活かしたシステムを構築するとともに、働きながら安心して子育てができる環境づくりを進めます。

また、「子どもの命を育み、守る」ため、これまでの医療費助成に不妊治療費助成・子ども医療費資金の貸付を新たに加えるほか、市内の産婦人科等のサポートを行い、必要に応じて安心して受診・治療が受けられるように取り組みます。

成人の疾病予防については、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、市民一人ひとりが主体的に健康づ

くりに取り組み、健康の保持増進が図られるよう生活習慣病予防、疾病の早期発見・早期治療のための検診の実施、疾病予防の普及啓発を行います。

感染症の予防については、流行性感染症の予防対策を図りながら、予防接種の接種率向上に努めるほか、新たに肺炎球菌・水疱瘡ワクチンの接種に係る助成を行います。

地域医療体制の充実については、県立北薩病院や市医師会、消防組合などと連携しながら行い、県立北薩病院の医師確保に係る取り組みや、救急搬送の体制整備を近隣市町はもとより県境を越えて広域的に進めます。

国民健康保険特別会計については、被保険者の皆様のご理解・ご協力をいただきながら財政支援も行い、健全運営の取り組みを図ってまいります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域での声かけ活動や見守り強化などを進め、福祉タクシー利用助成の大幅な拡充等による生活支援や老人クラブ・シルバー人材センターの事業支援を行うとともに、介護予防を支える人材育成、組織づくり及び活動支援や介護予防が必要な高齢者の把握を踏まえた予防事業を行い、地域包括ケア体制によりいきいきとした高齢者の暮らしづくりをめざします

介護保険事業については、地域密着型特別養護老人ホーム等を活用し、在宅サービスと施設介護サービスの連携・充実を図るとともに、第6期介護保険事業計画・第7次高齢者福祉計画の作成に着手します。

障がい者の支援として、就労支援による自立促進や手話奉仕員の養成を行うほか、障がい者と健常者の相互理解を深めるため、「障がい者ふれあいレクリエーション大会」

を開催し、障がい者がいきいきと暮らせる地域社会づくりに努めます。

政策Ⅴ「地域と学び未来に生かす人づくり」

「地域と学び未来に生かす人づくり」については、伊佐市の未来を考え、行動する人材の育成を図るため、地域の人材や資源など地域の力を活かして「伊佐のふるさと教育」に取り組みます。

また、子どもの望ましい教育環境の在り方を踏まえ、10年後、20年後の伊佐市における学校の姿について検討を始める必要があると考えています。

学校教育については、児童・生徒が確かな学力を身に付け、心身ともにたくましい山坂達者な青少年に育つよう、ICT教育環境の整備・学校施設の安全確保のほか、地域住民講師による「土曜いきいき講座」を開講し、児童生徒の基礎学力や学習意欲の向上を「地域力」によって推進します。

また、平成27年4月の大口中央中学校の開校に向け、校舎・備品等の学習環境整備をはじめ、入学予定児童や在校生の交流推進、児童生徒の心のケア体制づくりを行います。

市内の高校については、魅力ある高校づくりのための支援を拡充するほか、将来の伊佐市にふさわしい魅力ある県立高校づくりについて検討してまいります。

学校給食センターでは、徹底した衛生管理のもと、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、引き続き伊佐米の利用をはじめとする地産地消と食育の推進に努めます。

社会教育においては、生涯学習の推進を図るとともに、校区コミュニティ協議会との連携などによる青少年の「人づくり」を行います。また、様々な立場の若者の参加による「リーダー養成塾」を開催し、未来を考え、行動する若者を育てます。

また、郷土民俗芸能の保存・振興を行い、市民が郷土の文化財に触れ、親しむ環境づくりを推進します。

図書館については、市民の身近な学びの場とするため、サービスの充実を図り、地域の組織や人材を活用した図書館の在り方・運営方法について検討を進めてまいります。

文化芸術の振興については、自主的な文化活動の支援や市民が良質な文化芸術に身近に触れる機会を提供するとともに、平成 27 年度に開催される国民文化祭伊佐市主催事業「いさ演劇祭」についての取組みを具体的に進めます。

スポーツの推進については、競技団体や学校等と連携して競技者の育成・強化に努め、生涯スポーツ・競技スポーツの推進を図ります。また、平成 32 年開催の鹿児島国体カヌー競技の会場整備、実施体制の整備、選手の育成に取り組めます。

さらに、平成 25 年度において表明した県総合体育館の誘致活動についても伊佐市の優位性や特性をアピールしながら多様な取組みを行ってまいります。

以上のような伊佐のふるさと教育の推進にあたっては、地域経済のあり方や広域的な市町との連携等、県際に位置するまちとしての特性を生かした施策の検討を行い、「伊佐市ならではの教育」を進めてまいりたいと考えています。

以上、平成 26 年度の施政方針を述べました。

昨年の伊佐市市制5周年記念式典で子どもたちが作詞してくれた新しい市歌を歌いながら、未来に輝く子どもたちからのプレゼントをもらったような気がしました。子どもたちの純粋な心を大切にしながら次の10周年や20周年へと向かっていかなければなりません。その第一歩となる平成26年度施政方針であります。

施政方針は、「市民の幸せ」を実現するための信念であり、計画と行動によってそれが実現します。まず私自身が学び行動し、市民の信頼を得て、職員が資質をあげながら「市民の幸せ」のために働くことです。昨年から取り組んでいる民間人による職員研修や講演による学びなどで、職員の仕事に対する意識はさらに向上しつつあります。新年度はさらにパワーアップした研修を行います。「何のために働くのか?」「市民の幸せのために働く!」を常に信条とし、初心を忘れずに精進します。

PHP研究所を設立された松下幸之助氏は、経営の精神性を重視され、社会性と人間性の両面から企業とは何かを考え、業績を誇るより商いの社会的意義を考えた経営者でした。

「商品が売れるかどうかは重大な問題だけど、売れるかどうかは儲かることとは違う。役に立つか立たないかである。役に立てば嬉しいが、役に立たなければ悲しい。」という言葉を残しておられます。行政はまさに市民の役に立つ施策を展開し、役に立つ市長や職員でなければなりません。売れる・儲かるが商売の言葉なら、さしずめ行政においてはサービスの「質」の向上と健全な財政運営という言葉になります。これは、今年度の施政の柱として10年後、20年後の行政運営を考える上での基礎とします。

施策は知識でやるものではなく、知恵でやるものだと思

* * * * *

続きまして、議案第9号から議案第25号まで及び諮問第1号についてご説明いたします。

まず議案第9号「平成26年度伊佐市一般会計予算」について説明いたします。

歳出から順次説明いたしますと、議会費については、1億4,793万2千円を計上しております。

総務費については、18億6,168万9千円を計上いたしました。

主な事業として、社会保障・税番号制度の導入に係る経費を新たに措置し、コミュニティ協議会運営、高等学校の振興に要する費用に予算を措置しております。

次に、民生費については、55億3,384万9千円を計上いたしました。

主な事業として、福祉タクシー利用一部助成の充実を図り、老人施設入所措置費、障がい者介護給付、生活保護扶助、児童手当支給、子ども発達支援、私立保育所運営支援、介護保険事業及び後期高齢者医療事業への繰出しに予算を措置しております。

そのほか、子ども医療費資金貸付に係る経費、消費税率が8パーセントに引上げられることに伴い臨時的に支給される臨時福祉給付金を新たに措置しております。

次に、衛生費については、19億7,710万1千円を計上いたしました。

主な事業として、不妊治療費助成、水痘及び成人用肺炎球菌のワクチン接種に係る経費を新たに措置し、各種がん検診、病院群輪番制病院運営や在宅当番医制及び国民健康保険事業への繰出しに予算を措置しております。

また、太陽光発電システム設置補助の充実を図り、伊佐北始良環境管理組合未来館の運営経費負担金、一般廃棄物の収集運搬、一般廃棄物最終処分場の維持管理及び汚泥再生処理センター施設整備に予算を措置しております。

そのほか、国の休廃止鉱山鉱害防止等対策に伴う布計鉱山鉱害防止に係る経費を新たに措置しております。

次に、労働費については、4,054万3千円を計上いたしました。

主な事業として、企業支援型地域雇用創出に係る経費を新たに措置し、シルバー人材センター運営補助に予算を措置しております。

次に、農林水産業費については、11億6,288万9千円を計上いたしました。

主な事業として、水田高度利用化対策に係る経費を新たに措置し、むらづくり事業、中山間地域等直接支払、畜産振興、ほ場整備事業の償還及び農業集落排水事業への繰出しに予算を措置しております。

また、健全な森林の育成を行う森林整備・林業木材産業活性化推進、鳥獣被害総合対策、林道整備に予算を措置しております。

次に、商工費については、2億3,095万3千円を計上いたしました。

主な事業として、湯之尾及び曾木の滝公園駐車場の整備に要する費用を新たに措置し、商工振興資金利子補給、木造住宅整備促進に係る経費に予算を措置しております。

次に、土木費については、11億8,607万7千円を計上いたしました。

主な事業として、過疎債・辺地債での路線整備、道路の

浸水対策や新設改良、旧河川敷のしゅんせつ、長寿命化計画に基づく公営住宅補修に予算を措置しております。

次に、消防費については、8億4,481万円を計上いたしました。

主な事業として、消防救急デジタル無線等整備に対応した消防団の設備整備及び伊佐湧水消防組合への負担に係る経費を新たに措置しております。

教育費については、13億2,489万6千円を計上いたしました。

学校教育関係において、小・中学校の管理、大口中央中学校の開校準備、菱刈小学校の建替準備、学力向上対策及び文化会館の維持補修に予算を措置しております。

次に、災害復旧費については、農林施設災害及び土木施設災害の現年災害の見込額1億4,228万3千円を計上しております。

このほか、公債費については、16億1,697万8千円を計上し、長期債の元金・利子の償還金ほか一時借入金の利子相当分を措置し、予備費においては3千万円を措置しております。

これら歳出予算の財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の自主財源26.8%と、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び市債の依存財源73.2%をもって措置しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161億円とす

るものであります。

なお、地方自治法第214条の規定による「債務負担行為」、同法第230条第1項の規定による「地方債」、同法第235条の3第2項の規定による「一時借入金」、同法第220条第2項ただし書の規定による「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第10号『平成26年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算』について説明いたします。

被用者保険や共済組合等以外の74歳までの方に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億8,120万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」につきましても定めております。

次に、議案第11号『平成26年度伊佐市介護保険事業特別会計予算』について説明いたします。

65歳以上の高齢者への介護保険給付及び介護予防事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億4,080万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第12号『平成26年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算』について説明いたします。

介護予防サービス計画作成に関する事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,840万円とするものであります。

次に、議案第13号『平成26年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算』について説明いたします。

75歳以上の高齢者の全員及び障害認定を受けた65歳以上の高齢者に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,100万円とするものであります。

なお、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第14号『平成26年度伊佐市簡易水道事業特別会計予算』について説明いたします。

この事業は、富士地区を給水区域とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ75万円とするものであります。

次に、議案第15号『平成26年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算』について説明いたします。

この事業は、菱刈中央及び北部地区並びに平出水地区を対象区域とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億8,650万円とするものであります。

なお、「一時借入金」についても定めております。

次に、議案第16号『平成26年度伊佐市水道事業会計予算』について説明いたします。

水道事業の予定量は給水戸数10,170戸、年間総給水量196万2,107立方メートルと計画し予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明いたします。
収入については、水道料金などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた水道事

業収益の総額を4億8,353万1千円としております。

支出については、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、水道事業費用の総額を4億9,050万3千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明いたします。

収入については、事業の実施のために借入れる企業債等を計上し、収入の総額を1億3,000万円としております。

支出については、山野水源地整備に係る工事請負費などを計上し、支出の総額を3億7,545万2千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及びたな卸資産購入限度額についても定めております。

次に議案第17号「伊佐市水田高度利用化対策事業基金条例の制定」について説明いたします。

本件につきましては、乾田化を行い水田の高度利用化を図る取組みに対し支援を行うため、本基金条例を制定するものであります。

次に、議案第18号「伊佐市子ども医療費資金貸付基金条例の制定」について説明いたします。

本件につきましては、子どもに係る医療費助成事業の受給者のうち、保険医療機関等に支払う医療費の一部負担金

の支払が困難な方に対してその資金を貸し付けるため、本基金条例を制定するものであります。

次に、議案第19号「伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明いたします。

本件につきましては、市長以下3役と職員の宿泊料及び食卓料を同額とし、日当を支給しない措置を引き続き1年間延長するものであります。

次に、議案第20号「伊佐市肉用牛特別導入基金条例の一部を改正する条例の制定」について説明いたします。

本件につきましては、伊佐市肉用牛特別導入基金の国庫分を返納するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号「伊佐市乳用牛規模拡大事業基金条例の一部を改正する条例の制定」について説明いたします。

本件につきましては、伊佐市乳用牛規模拡大事業基金を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「伊佐市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定」について説明いたします。

本件につきましては、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の規定に基づき、同意企業立地重点促進区域の牛尾工業団地における工場立地法の適用を受ける工場等に係る緑地面積率及び環境施設面積率の基準を下殿工業団地等と同基準にするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 23 号「伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明いたします。

本件につきましては、平成 26 年 4 月 1 日からの組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 24 号「伊佐市富士地区簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明いたします。

本件につきましては、消費税法の改正に伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、総額表記から外税表記そとぜいに改正を行うものであります。

次に、議案第 25 号「伊佐市大口温泉高熊荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明いたします。

本件につきましては、大口温泉高熊荘の指定管理制度を廃止し、市が直接管理を行うために、所要の改正を行うものであります。

次に諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明いたします。

本件につきましては、現在人権擁護委員であります福島洋子ふくしま氏が本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますが、引き続き福島氏を候補者として推薦したいため、「人権擁護委員法第 6 条第 3 項」の規定により、議会の意見を求めるものであります。

福島氏は、旧菱刈町立図書館の司書やボランティアコーディネーターを務められ、現在も伊佐市菱刈郷土資料館の指導員としてご活躍されており、地域の方々の相談や助言、指導に当たるなど、信望も厚く、またその人格、見識とも

に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案 24 件、諮問 1 件及び平成 26 年度施政方針の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

————— 降 壇 —————